

食品表示基準（案）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の生食用牛肉の注意喚起表示の規定を除き、適用しない。

（定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。
- 二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。
- 三 業務用加工食品 加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているものの以外のものをいう。
- 四 業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。
- 五 業務用添加物 添加物のうち、消費者に販売される形態となっているものの以外のものをいう。
- 六 容器包装 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第五項に規定する容器包装をいう。
- 七 消費期限 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。
- 八 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。
- 九 栄養機能食品 食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）及び生鮮食品（鶏卵を除く。）（P）を除く。）をいう。
- 十 組換えDNA技術 酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
- 十一 対象農産物 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表第十五に掲げるものをいう。
- 十二 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。
- 十三 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。
- 十四 特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNAを用いて生産された

ことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。

十五 非特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十六 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

十七 特定分別生産流通管理 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この府令において、別表第三の分類の欄に掲げる食品に係る同表の用語の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の定義の欄に定めるところによる。

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品

（横断的義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

名称	1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳及び乳製品にあっては、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、別表第五の上欄に掲げる加工食品以外のものにあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる名称を表示してはならない。
保存の方法	食品の特性に従って表示する。ただし、食品衛生法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあっては、その基準に従って表示する。
消費期限又は賞味期限	1 品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順で表示することをもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。 2 1の規定にかかわらず、乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌

	飲料及び乳飲料のうち紙、アルミニウム箔その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては、消費期限又は賞味期限の文字を冠したその日の表示をもってその年月日の表示に代えることができる。
原材料名	1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。 二 二種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、一の規定にかかわらず、次に定めるところにより表示する。ただし、単に混合しただけなど、当該複合原材料の原材料の性状に大きな変化がない場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。 イ 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が三種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が三位以下であつて、かつ、当該割合が五パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。 ロ 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が五パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。 2 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定めるところにより表示することができる。 一 同種の原材料を複数種類使用する場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した「野菜」、「食肉」、「魚介類」などの原材料の総称を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。 二 複数の加工食品により構成される場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。 3 1及び2に定める表示の際には、次の表の上欄に掲げる区分に該当する原材料にあつては、同表の下欄に掲げる名

称をもって表示することができる。	
食用油脂	植物油、植物脂若しくは植物油脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂
でん粉	でん粉
魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限る。）	魚又は魚肉
家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）	鳥肉
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	ぶどう糖
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	異性化液糖
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異性化液糖
香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に掲げる食品添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）	香辛料又は混合香辛料
香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）	香草又は混合香草
糖液をしん透させた果実（原材料に占める重量の割合が十パーセント以下のものに限る。）	糖果
弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らか	おかず

	なものに限る。)	
添加物	1 添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。 2 1の規定にかかわらず、次に掲げるものにあつては、添加物の表示を省略することができる。 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品を除く。） 二 加工助剤（食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。） 三 キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であつて、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。） 3 1の規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあっては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的名称の次に括弧を付して、1に定めるところにより表示することができる。 4 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 5 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料 二 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合 増粘剤又は糊料	
内容量又は固形量及	1 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政	

び内容総量	令第二百四十九号）第五条に掲げる特定商品については、計量法（平成四年法律第五十一号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。 2 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難な場合及び固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合を除く。）にあっては、内容量に代えて、固形量及び内容総量とすることとし、固形量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。 3 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器包装に密封したものにあっては、内容量に代えて、固形量とすることができる。この場合において、固形量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	
栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量	1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記する。 一 たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に二、五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。 二 一の一定の値又は下限値及び上限値は、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位（食塩相当量にあってはグラム）で表示する。 三 一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を	

	基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。ただし、当該一定の値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該食品百グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、0とすることができる。 2 次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除く。）を除く。）には、1の三の規定にかかわらず、1の一の一定の値にあっては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、第七条の規定に基づく栄養成分の機能の表示、栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合、糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合は、この限りでない。 一 表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること 二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。
製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	1 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整又は選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地、乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この表において同じ。）にあっては、乳処理場（特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理場）の所在地。以下この表において同じ。））及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。以下この表において同じ。）の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては、乳処理業者（特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称。以下この表におい

	て同じ。）を表示する。 2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号
--	--

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第十三に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないものを除く。）及び特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められ	アレルゲン	1 特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。 2 特定原材料に由来する添加物を含む食品にあっては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 3 1及び2の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の原材料又
--	-------	---

ないもの及び香料を除く。)を含む食品		は添加物を使用しているものであって、当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該原材料又は添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
アスパルテームを含む食品	Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨	Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨を表示する。
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認（以下「許可等」という。）の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたものにあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示する。
	許可又は承認を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容のとおり表示する。
	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム及び関与成分の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量を表示する。 2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、その百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量をナトリウムと関与成分の間に表示する。 3 1及び2に定めるほか、本条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄1に定める表示の方法を準用する。
	一日当たりの摂取目	申請書に記載した内容を表示する。

	安量	
	摂取の方法	申請書に記載した内容を表示する。
	摂取をする上での注意事項	申請書に記載した内容を表示する。
	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
	保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準(以下「摂取基準」という。)	関与成分が栄養素等表示基準値の示されている成分である場合、一日摂取目安量に基づき当該食品を摂取したときの関与成分摂取量の当該栄養素等表示基準値に占める割合を百分率又は割合で表示する。
	が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の摂取基準における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値（以下「栄養素等表示基準値」という。）に対する割合	
	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	申請書に記載した内容を表示する。
別表第十六の下欄及び別表第十七の中欄に掲げる加工食品	遺伝子組換え食品に関する事項	1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十六の下欄に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。 一 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表第十六の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、

当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第十六の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。

三 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表第十六の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

2 別表第十七の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるものにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十七の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換え

のものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第十七の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、本条第三項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を表示する。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、1の一のイ又はハの確認が適切に行われている場合には、1の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、1の二のイの確認が適切に行われている場合には、1の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認し

		たものとみなす。 5 別表第十六及び別表第十七に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを主な原材料（原材料とする加工食品であって原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1 から 4 までの規定の例によりこれを表示しなければならない。 6 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表第十六及び別表第十七に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1 及び 2 の規定の例によりこれを表示しなければならない。
乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第 1 食品の部 A 食品一般の成	乳児用規格適用食品である旨	「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示する。

分規格の項の12に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）第二条第一項に規定する乳及び同条第十二項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに厚生労働大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳等省令第二条第十二項に規定する乳製品（乳飲料を除く。）並びに乳及び同項に規定する乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）		
別表第十四に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）	原料原産地名	1 別表第十四の1から22までに掲げるものにあつては、原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところに

より表示する。

一 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。

イ 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

ロ 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼育期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名

ハ 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名

二 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

三 一に定める原産地が二以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一に定める原産地が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五 原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの性質等により特別の事情があ

る場合には、おおむね特定された原産地を前四号までの規定により表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2 別表第十四の23に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示すること。

一 農産物漬物の原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三十グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に、次に定めるところにより表示する。当該原材料以外の漬けた原材料の原産地名についても、同様に表示することができる。

イ 農産物

国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

ロ 水産物

(イ) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地

名の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

(ロ) 輸入品にあつては、(イ)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。

二 原産地が一のみである場合及び原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三十グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。

三 原産地を二以上記載する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称(二の規定により原材料の記載を省略する場合にあつては、原産地名)の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の記載が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割

合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

3 別表第十四の24に掲げる野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 野菜冷凍食品の原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものを原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。当該原材料以外の原材料（食品添加物を除く。）の原産地名についても同様に表示することができる。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

二 原産地が一のみである場合及び原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が

五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。原産地を二以上記載する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称(本条第三項の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名)の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

4 別表第十四の25に掲げるうなぎ加工食品にあつては、「うなぎ」の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

5 別表第十四の26に掲げるかつお削

		りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。 一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。 二 一の原産地を二以上表示する場合には、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に表示する。 6 別表第十四の1から22までに掲げるものにあつては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあつては原材料の原産地を、1の規定の例により表示することができる。
輸入品	原産国名	原産国名を表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法	1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。） 9 氷 10 常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないもの
消費期限又は賞味期限	1 でん粉 2 チューインガム

	3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩及びうま味調味料 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。） 9 氷
原材料名	1 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合 三 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合 四 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合 五 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合
添加物	容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの
内容量又は固形量及び内容総量	1 内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品を除く。2において同じ。） 2 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの
栄養成分の量及び熱量	以下に掲げるもの（栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。以下同じ。）をしようとする場合を除く。） 一 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 二 酒類 三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの 四 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの 五 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売

	するもの 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称） Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨 遺伝子組換え食品に関する事項 乳児用規格適用食品である旨	容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 1 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 2 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるもの
原料原産地名	容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの	
原産国名	容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの	

（個別的義務表示）

第四条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち別表第十八の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、容器包装の面積が三十平方センチメートル以下である一般用加工食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項の表示を省略することができる。

（義務表示の特例）

第五条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

酒類を販売する場合	原材料名 アレルゲン 原産国
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	原材料名（油処理により乾燥した即席めんにおける「油揚げめん」の文字を除く。）
不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	内容量 栄養成分の量及び熱量（栄養表示をしようとする場合を除く。） 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 原産国 原料原産地 別表第十八中農産物缶詰及び農産物瓶詰から豆乳類までに係る表示事項

（推奨表示）

第六条 食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる事項の表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 一 飽和脂肪酸の量
- 二 食物繊維の量
(任意表示)

第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる事項(特色のある原材料等に関する事項にあつては、酒類を販売する場合及び食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合を除く。)が当該一般加工食品の容器包装に表示される 場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

表示事項	表示の方法
特色のある原材料等に関する事項	1 特定の原産地のもの、有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号)第三条に規定するものをいう。)、有機畜産物、有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成十七年十月二十七日)農林水産省告示第千六百六号)第三条に規定するものをいう。)その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあつては、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合(任意で原料原産地名を表示をする場合を含む。)を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあつては、割合の表示を省略することができる。 一 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合 二 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。) 2 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあつては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。
栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に	別表第九に掲げる栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。)を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。

換算したもの。以下この項において同じ。)を除く。)	
食生活において別表第十の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能	(P)
栄養成分の補給ができる旨の表示	1 別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示(2に規定する含む旨の表示及び3に規定する強化された旨の表示を除く。別表第十一において「高い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあつては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)又は百キロカロリーあたりの基準値以上である場合にすることができる。 2 別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示のうち当該栄養成分を含む旨のもの(別表第十一において「含む旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たり又は百キロカロリー当たりの基準値以上である場合にすることができる。 3 別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量が強化されたもの(別表第十一において「強化された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上である場合(たんばく質及び食物繊維にあつては他の食品に比べて強化された割合が二十五パーセント以上のものに限る。)にすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合 4 1から3までの栄養成分の量は、当該食品の百グラム若

	しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。
栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示	1 別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの（別表第十二において「含まない旨の表示」という。）は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。）の基準値に満たない場合にすることができる。 2 別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示（1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。別表第十二において「低い旨の表示」という。）は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合にすることができる。 3 別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの（別表第十二において「低減された旨の表示」という。）は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合にすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合 4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。
糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限り。以下この項において	次に掲げる要件の全てに該当する場合には、糖類を添加していない旨の表示をすることができる。 一 いかなる糖類も添加されていないこと 二 糖類（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）を使用していないこと

同じ。）を添加していない旨の表示	三 酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料に含まれていた量を超えていないこと 四 当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの糖類の含有量を表示していること
ナトリウム塩を添加していない旨の表示	次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ナトリウム塩を添加していない旨の表示をすることができる。 一 いかなるナトリウム塩も添加されていないこと（ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であって、当該食品に含まれるナトリウムの量が別表第十二の第三欄に定める基準値以下であるときは、この限りでない。） 二 ナトリウム塩（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）を使用していないこと

（表示の方式等）

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第十九の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める方式に従い表示されなければならない。

- 一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所（栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難なものにあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。
- 三 名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一により、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この号において同じ。））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式一から三までにより表示する事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。
- 四 名称は、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量についても、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。
- 五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事

- 業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。
- 六 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示することとし、それが困難な場合には、食品関連事業者の氏名又は名称の次に当該製造所固有記号の表示箇所を表示すれば、他の箇所に製造所固有記号である旨を冠して当該記号を表示することができる。
- 七 保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への記載をもって、容器包装への表示に代えることができる。
- 八 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 九 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 八三〇五（一九六二）（以下「J I S Z 八三〇五」という。）に規定する八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積が百五十平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって、表示すべき事項をふた（その面積が三十平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあっては、J I S Z 八三〇五に規定する五、五ポイント以上の大きさの文字とすることができる。ふたに表示をする場合であって、内容量以外の事項を全てふたに表示する場合には、内容量の表示は、ふた以外の箇所にすることができる。
- （表示禁止事項）
- 第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。
- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三 乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語
- 四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該加工食品の原材料である別表第十六の上欄に掲げる作物が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語
- 五 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作物以外の作物を原材料とする加工食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
- 六 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語
- 七 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語
- イ 別表第十に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
- ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 八 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 九 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（ただし、牛乳（乳等省令第二条第三項に規定するものをいう。）について、別表第二十に掲げる方法により表示する場合を除く。）

- 十 等級ある日本農林規格の格付け対象品目であって、格付けが行われた食品以外のものにあっては、等級を表す用語
- 十一 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- 2 前項に規定するもののほか、別表第二十一の上欄に掲げる食品にあっては、同表の下欄に掲げる事項を容器包装に表示してはならない。
- 第二款 業務用加工食品
- （義務表示）
- 第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
- 一 名称
- 二 保存の方法
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 原材料名
- 五 添加物
- 六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 七 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 八 アレルゲン
- 九 原産国名
- 十 原料原産地名（対象加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあっては原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三十グラム以下のものにあっては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあっては原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあってはうなぎ、かつお削りぶしにあってはかつおのふし）を含むものに限る。）
- 十一 乳児用規格適用食品である旨
- 十二 L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 十三 ミネラルウォーター類に関する事項
- 十四 冷凍果実飲料に関する事項
- 十五 食肉に関する事項
- 十六 食肉製品に関する事項
- 十七 鯨肉製品に関する事項
- 十八 魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊かまぼこに関する事項
- 十九 冷凍食品に関する事項
- 二十 切り身又はむき身にした魚介類であって生食用のもの（凍結させたものを除

- く。)に関する事項
- 二十一 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
- 二十二 鶏の液卵に関する事項
- 二十三 ゆでがにに関する事項
- 二十四 生かきに関する事項
- 二十五 ふぐを原材料とする食品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項
- 二十六 即席めん類に係る油脂で処理した旨
- 二十七 乳に関する事項
- 二十八 乳製品に関する事項
- 二十九 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項
- 2 前項の規定のほか、次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に定める方法により表示することができる。
- 一 原材料名 原材料に占める重量の割合の多い順が分かるように表示する。
- 二 添加物 添加物に占める重量の割合の多い順が分かるように表示する。
- 三 輸入品以外の農産物漬物（容器包装又は包装の面積が三十平方センチメートル以下であるものを除く。）の原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三十グラム以下のものにあっては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものとなる物の原料原産地 原材料の重量に占める割合が多い原産地の順が分かるように表示する。
- 四 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において「その他」と記載される原材料「その他」と記載することができる。
- 五 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において省略することができることとされる複合原材料の原材料 その原材料の記載を省略することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあってはこれを省略することができる。

保存の方法	酒類 清涼飲料水のうちガラス瓶（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン製容器包装に収められたもの並びに
消費期限又は賞味期限	マーガリン 酒類 清涼飲料水 食肉製品 魚肉ハム 魚肉ソーセージ 鯨肉ベーコンの類 製造し又は加工した食品を凍結させたもの 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 鶏の液卵 生めん類 即席めん類 弁当 調理パン そうざい 魚肉練り製品 生菓子類及びゆでがにを除く加工食品（缶詰、瓶詰、たる詰め又はつば詰めのものを除く。）

（義務表示の特例）

第十一条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

業務用酒類（消費者に販売される形態となっている酒類以外のものをい	原材料名 アレルゲン 原産国名
----------------------------------	-----------------

う。)を販売する場合	
設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合	原材料名 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 原産国名 原料原産地名
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法 消費期限又は賞味期限、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称） アレルゲン 乳児用規格適用食品である旨 レーフェニルアラニン化合物を含む旨 ミネラルウォーター類に関する事項 冷凍果実飲料に関する事項 食肉に関する事項 食肉製品に関する事項 鯨肉製品に関する事項 魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊かまぼこに関する事項 冷凍食品に関する事項 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項 鶏の液卵に関する事項 ゆでがにに関する事項 乳に関する事項 乳製品に関する事項 乳又は乳製品を主要原料とする食品

（任意表示）

第十二条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、業務用酒類を販売する場合、食品を調理して供与する施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）が当該食品の容器包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

特色のある原材料等に関する事項	第七条の表の特色のある原材料等に関する事項の項に定める表示の方法を準用する。
栄養成分の量及び熱量	別表第九に掲げる栄養成分の量及び熱量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。

（表示の方式等）

第十三条 第十条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 別表第二十二に掲げる事項にあっては容器包装に、同表に掲げる事項以外の事項にあっては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。ただし、同表に掲げる事項の表示について、次の表の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあつては、送り状、納品書等又は規格書等への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示するとともに、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状、納品書等又は規格書等に表示しなければならない。

原料用果汁（その容量が二百リットル以上である缶に収められているものに限る。）	一の授受の単位につき十缶以上を食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第三十五条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合
原料用濃縮コーヒー（その容量が二十リットル以上である缶に収められているものに限る。）	一の授受の単位につき二十缶以上を令第三十五条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合
原料用魚肉すり身（その容量が二十キログラム以上である容器包装に収められているものに限る。）	一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を令第三十五条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売する場合
乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるもの	一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められたものを令第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）する場合

- 三 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示することとし、それが困難な場合には、食品関連事業者の氏名又は名称の次に当該記号の表示箇所を表示す

れば、他の箇所に製造所固有記号である旨を冠して当該記号を表示することができる。

（表示禁止事項）

第十四条 食品関連事業者が販売する業務用加工食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第九条第一項の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 保存の方法
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 添加物
- 五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 六 アレルゲン
- 七 乳児用規格適用食品である旨
- 八 Lーフェニルアラニン化合物を含む旨
- 九 遺伝子組換え食品に関する事項（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限る。）
- 十 ミネラルウォーター類に関する事項
- 十一 冷凍果実飲料に関する事項
- 十二 食肉に関する事項
- 十三 食肉製品に関する事項
- 十四 鯨肉製品に関する事項
- 十五 魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊かまぼこに関する事項
- 十六 冷凍食品に関する事項
- 十七 切り身又はむき身にした魚介類であつて生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項
- 十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
- 十八 鶏の液卵に関する事項
- 十九 ゆでがにに関する事項
- 二十 生かきに関する事項
- 二十一 ふぐを原材料とする食品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項
- 二十二 即席めん類に係る食用油脂で処理した旨
- 二十三 乳に関する事項
- 二十四 乳製品に関する事項
- 二十五 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項（表示の方式等）

第十六条 前条の表示は、第八条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに従いされなければならない。

（表示禁止事項）

第十七条 食品関連事業者以外の販売者が販売する加工食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第九条第一項の規定を準用する。

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れずに、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、玄米及び精米（消費者に販売するために容器包装に入れられたものに限る。以下この款において同じ。）にあっては、第十九条に定めるところによる。
原産地	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条に定めるところによる。 一 農産物 国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。 二 畜産物 イ 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。）にあっては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあっては原産国名（二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を表示する。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこ

れに代えることができる。

ロ 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示しなければならない。

三 水産物

イ 国産品にあっては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。

ロ イの規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができる。

四 同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れずに、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

放射線を照射した食品	放射線照射に関する事項	放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	第三条第二項の表の特定保健用食品の項に定める表示の方法を準用する。
	許可等を受けた表示の内容	
	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項におい	

	て同じ。)の量及び熱量 一日当たりの摂取目安量 摂取の方法 摂取をする上での注意事項 バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言 摂取基準が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養素等表示基準値に対する割合 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	
別表第十五に掲げる農産物	遺伝子組換え農産物に関する事項	1 次々に定めるところにより表示する。 一 次号に掲げるもの以外の対象農産物 イ 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。 ロ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び

非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。 ハ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。 二 別表第十七の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物 イ 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十七の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。 ロ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第十七の下欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の上欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意
--

		図的に混合された農産物である旨を表示する。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。 2 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、1の一のイ又はハの確認が適切に行われている場合には、前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。 3 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、1の二のイの確認が適切に行われている場合には、1の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。
乳児用規格適用食品	乳児用規格適用食品である旨	「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示する。ただし、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。
特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に規定する特定商品であつて密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容	内容量	計量法の例により表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。
	食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。ただし、玄米及び精米にあ

器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）されたもの		つては、第十九条に定めるところによる。
--	--	---------------------

（個別的義務表示）

第十九条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第二十三の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れずに、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

（義務表示の特例）

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	名称（容器包装に入れられていない農産物及び水産物（切り身又はむき身にしたものを除く。）に限る。） 原産地 栽培方法（しいたけに限る。以下同じ。） 解凍した旨（水産物に限る。以下同じ。） 養殖された旨（水産物に限る。以下同じ。） 玄米及び精米に関する事項
容器包装に入れないで販売する場合	放射線照射に関する事項 特定保健用食品に関する事項 乳児用規格適用食品である旨 内容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 別表第二十三に掲げる事項（栽培方法、冷凍したものを解凍したものである旨及び養殖されたものである旨を除く。）

（任意表示）

第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分の量及び熱	第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項に定める表示
-----------	-----------------------------

量	の方法を準用する。
食生活において別表第十の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能（P）	（P）
栄養成分の補給ができる旨の表示	第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の表示の項に定める表示の方法を準用する。
栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示	第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項に定める表示の方法を準用する。

（表示の方式等）

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 容器包装に入れられた生鮮食品にあっては、容器包装の見やすい箇所に表示する。ただし、次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所にすることができる。
 - イ 名称（農産物、鶏の殻付き卵及び水産物（切り身又はむき身にしたものを除く。）に限る。）
 - ロ 原産地
 - ハ 栽培方法
 - ニ 解凍した旨
 - ホ 養殖された旨
 - ヘ 遺伝子組換え食品に関する事項
- 三 容器包装に入れられていない生鮮食品にあっては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示する。
- 四 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。
- 五 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この号において同じ。））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三）により行う。
- 六 表示に用いる文字（玄米及び精米にあっては、文字及び枠）の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 七 容器包装への表示に用いる文字は、J I S Z 八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字としなければならない。ただし、玄米及び精米

にあっては、容器包装の表示に用いる文字は、J I S Z 八三〇五に規定する十二ポイント（内容量が三キログラム以下のものにあつては、八ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字としなければならない。

- 2 前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、消費者に対して販売する事業者以外の事業者にあつては、送り状又は納品書等に表示することができる。

（表示禁止事項）

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三 乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語
- 四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物以外の食品にあっては、当該作物である食品が非遺伝子組換え農産物である食品である旨を示す用語
- 五 別表第十五に掲げる作物以外の作物にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
- 六 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語（P）
 - イ 別表第十に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 七 保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語（P）
- 八 前七号に規定するもののほか製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

- 2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあっては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、第十九条に規定するところにより表示する場合を除く。

- 一 未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語
- 二 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに容器包装に入れられた玄米又は原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに精白され、容器包装に入れられた精米を除く。）
- 三 原料玄米のうち使用割合が五十パーセント未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。）

- 四 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあっては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食の用に供する場合、製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。第二十六条において同じ。）には、次の各号に掲げる事項が第十八条及び第十九条に定める方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
 - 二 原産地
 - 三 放射線照射に関する事項
 - 四 乳児用規格適用食品である旨
 - 五 別表第二十三の中欄に掲げる事項（玄米及び精米に関する事項、栽培方法、冷凍したものを解凍したものである旨、養殖されたものである旨、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であって、当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあっては原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三十グラム以下のものにあっては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものの、野菜冷凍食品にあっては原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものの、うなぎ加工品にあってはうなぎ）以外のものにあっては、原産地の表示を省略することができる。

(義務表示の特例)

第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設けて飲食の用に供する場合、製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合	名称（農産物及び水産物（切り身又はむき身にしたものを除く。）を除く。） 原産地
容器包装に入れないで販売する場合	第十八条第二項の表の中欄に掲げる事項 別表第二十三の中欄に掲げる事項

(任意表示)

第二十六条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際に、栄養成分の量及び熱量が当該食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合には、第二十一条に定める方法に準じて表示されなければならない。

(表示の方式等)

第二十七条 第二十四条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 第二十四条及び前条に規定する事項のうち、別表第二十四に掲げる以外の事項にあっては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に、別表第二十四に掲げる事項にあっては容器包装に表示する。

(表示禁止事項)

第二十八条 食品関連事業者が販売する業務用加工食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(義務表示)

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

- 一 名称（農産物及び水産物（切り身又はむき身にしたものを除く。）を除く。）
- 二 放射線照射に関する事項
- 三 乳児用規格適用食品である旨
- 四 遺伝子組換え農産物に関する事項（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限る。）
- 五 シアン化合物を含有する豆類に関する事項
- 六 あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びびんごに関する事項
- 七 鶏の殻付き卵に関する事項
- 八 食肉に関する事項
- 九 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳に関する事項
- 十 水産物に関する事項
- 十一 生かきに関する事項

(表示の方式等)

第三十条 前条の表示は、第二十二条の規定（第三号を除く。）に定めるところに準じてされなければならない。

(表示禁止事項)

第三十一条 食品関連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準

(義務表示)

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、次表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる添加物（別表第八に掲げるものを除く。）にあっては、同規則別表第一に掲げる名称を表示する。
添加物である旨	「食品添加物」の文字を表示する。
内容量	特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品については、計量法の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。
消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい添加物にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、その他の添加物にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。
栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量	第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。
製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地称）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	1 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該添加物に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）及び製造者又は加工者（添加物を調整した者を含む。以下この表において同じ。）の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）を表示する。 2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 3 1の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって

	製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号
--	--

- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が添加物のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）	アレルゲン	1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2 1の規定にかかわらず、当該添加物に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
食品衛生法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物	保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存基準に合う方法を表示する。
食品衛生法第十一条第一項の規定により使用の方法の基準が定められた添加物	使用の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
食品衛生法第十一	その値	重量パーセント、色価等を表示する。

条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物		
製剤である添加物	成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント	成分名及び添加物に占める成分の重量パーセントを表示する。その成分がビタミンA誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。
タール色素の製剤	実効の色名	「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。
アスパルテーム又はこれを含む製剤	L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨	L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨を表示する。
添加物たるビタミンAの誘導体	ビタミンAとしての重量パーセント	ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。

3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 添加物である旨
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 六 アレルゲン
- 七 保存の方法
- 八 使用の方法
- 九 食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
- 十 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント
- 十一 実効の色名
- 十二 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
- 十三 ビタミンAとしての重量パーセント

4 前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあってはこれを省略することができる。

保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
消費期限又は賞味期限	全ての添加物

栄養成分の量及び熱量	以下に掲げるもの（栄養表示をしようとする場合を除く。） 一 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの 二 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
------------	--

（義務表示の特例）

第三十三条 前条の規定にかかわらず、不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合にあっては、次の各号に掲げる表示事項の表示は要しない。

- 一 内容量
- 二 栄養成分の量及び熱量
- 三 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（任意表示）

第三十四条 食品関連事業者が別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。（表示の方式等）

第三十五条 第三十二条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
- 三 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この号において同じ。））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式二及び三により表示する事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。
- 四 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。
- 五 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示することとし、それが困難な場合には、食品関連事業者の氏名又は名称の次に当該製造所固有記号の表示箇所を表示すれば、他の箇所に製造所固有記号である旨を冠して当該記号を表示することができる。
- 六 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 七 表示に用いる文字は、日本工業規格Z八三〇五（一九六二）に規定する八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積が百五十平方センチメートル以下のものにあっては、日本工業規格Z八三〇五（一九六二）に規定する五、五ポイント以上の大きさの文字とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、業務用添加物を販売する場合にあっては、食品関連事業

者の氏名又は名称及び住所（製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称と同一である場合を除く。）は、業務用添加物の送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる。

（表示禁止事項）

第三十六条 食品関連事業者は、第三十二条及び三十四条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第三十二条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

（義務表示）

第三十七条 食品関連事業者以外の販売者が添加物を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 添加物である旨
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 五 アレルゲン
- 六 保存の方法
- 七 使用の方法
- 八 食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
- 九 成分及び重量パーセント
- 十 実効の色名
- 十一 ビタミンAとしての重量パーセント
- 十二 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

（表示の方式等）

第三十八条 前条の表示は、第三十五条第一項の規定（第三号を除く。）に定めるところに準じてされなければならない。

（表示禁止事項）

第三十九条 食品関連事業者以外の販売者が販売する添加物の容器包装への表示が禁止される事項については、第三十六条の規定を準用する。

第五章 雑則

（生食用牛肉の注意喚起表示）

第四十条 食品関連事業者が牛の食肉（内臓を除く。）であって生食用のものを容器包装に入れずに消費者に販売する場合には、次に掲げる事項が店舗の見やすい場所に表示されなければならない。この場合において、表示は、邦文をもって、当該牛肉を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行われなければならない。

- 一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

- 二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（努力義務）

第四十一条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、同条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

- 2 食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、食品表示法の施行の日から施行する。

（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等の廃止）

第二条 次に掲げる府令及び告示は、廃止する。

- 一 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）
- 二 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第五十二号）
- 三 容器包装の面積により表示を省略することができる食品を定める件（昭和四十五年厚生省令告示第百八十号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）
- 五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、生鮮食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）
- 六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、玄米及び精米品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十五号）
- 七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、水産物品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十六号）
- 八 加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づき遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十七号）
- 九 トマト加工品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）
- 十 乾しいたけ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十三号）
- 十一 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準を定めた件（平

成十二年農林水産省告示第千六百三十四号)

十二 ジャム類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十七号)

十三 乾めん類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号)

十四 マカロニ類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号)

十五 パン類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十四号)

十六 凍り豆腐品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十五号)

十七 ハム類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十七号)

十八 プレスハム品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十八号)

十九 混合プレスハム品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十九号)

二十 ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十号)

二十一 混合ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十一号)

二十二 ベーコン類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十二号)

二十三 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号)

二十四 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号)

二十五 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十八号)

二十六 削りぶし品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十九号)

二十七 うに加工品品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十号)

二十八 うにあえもの品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号)

二十九 乾燥わかめ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十二号)

三十 塩蔵わかめ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号)

三十一 みそ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号)

三十二 ウスターソース類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号)

三十三 ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号)

三十四 食酢品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十八号)

三十五 風味調味料品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号)

三十六 めん類等用つゆ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十号)

三十七 乾燥スープ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号)

三十八 食用植物油脂品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十二号)

三十九 マーガリン類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十五号)

四十 調理冷凍食品品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号)

四十一 チルドハンバーグステーキ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号)

四十二 チルドミートボール品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号)

四十三 チルドぎょうざ類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十九号)

四十四 レトルトパウチ食品品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百八十号)

四十五 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百八十一号)

四十六 炭酸飲料品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百八十二号)

四十七 果実飲料品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号)

四十八 豆乳類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号)

四十九 農産物漬物品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号)

五十 乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準を定める件(平成十三年厚生労働省告示第七十一号)

五十一 栄養機能食品の表示に関する基準を定める件(平成十三年厚生労働省告示第九十七号)

五十二 うなぎ加工品品質表示基準を定めた件(平成十三年農林水産省告示第五百八十九号)

五十三 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準を定めた件(平成十四年農林水産省

告示第千三百六号)

五十四 野菜冷凍食品品質表示基準を定める件(平成十四年農林水産省告示第千三百五十八号)

五十五 栄養表示基準を定める件(平成十五年厚生労働省告示第百七十六号)

五十六 しょうゆ品質表示基準の全部を改正する件(平成十六年農林水産省告示第千七百四号)

五十七 しいたけ品質表示基準を定める件(平成十八年農林水産省告示第九百八号)

五十八 即席めん類品質表示基準の全部を改正する件(平成二十一年農林水産省告示第四百八十七号)

(経過措置)

第三条 施行日から二年を経過した日(P)までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、第二章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から五年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)の第三条第一項に規定する栄養成分の量及び熱量に係る表示については、同項及び同条第三項、第五条、第八条並びに第九条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 施行日から一年を経過した日(P)までに製造され、加工され、又は輸入される添加物(業務用添加物を除く。)及び同日までに販売される業務用添加物の表示については、第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から五年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される添加物(業務用添加物を除く。)の第三十二条第一項に規定する栄養成分の量及び熱量に係る表示については、同項及び同条第四項、第三十三条、第三十五条並びに第三十六条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした表示は、この府令の相当規定によってしたものとみなす。